

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当り、その翌日)

目 次

◇ 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県水質審議会条例を廃止する条例

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十二条第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十六条を次のように改める。

（福祉施設）

第十六条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に關して必要な次の施設をするように努めなければならない。

一 外科後処置に関する施設、補装具に関する施設、リハビリテーションに関する施設その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設
附則第四条の次に次の一条を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第四条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第十一条及び第十二条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十一条第一項第一号及び第三号並びに第十二条第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十一年一月一日から同年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

2 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第十一条第一項第四号に規定する者であつて第十二条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。)は、第十一条第一項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十一条第三項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第四条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第十二条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第十二条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第十一条第一項(第一項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第三条の規定の適用を妨げるものではない。

附則第五条第一項中「とする」を「とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。この場合において、第十五条中「第二十五条」とあるのは、「第二十五条、第三十九条の二」とする」に改める。

三項とし、附則第四十一項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十二項とし、附則第四十項を附則第四十一項とし、附則第三十九項中「昭和五十八年度から昭和六十年まで」を「昭和六十年から昭和六十三年まで」に、「附則第三十三項各号」を「附則第三十三項第二号」に改め、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「六十四万円」とを削り、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する」を、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第三十八項中「前項」を「附則第三十七項」に改め、同項を附則第三十九項とし、附則第三十七項の次に次の一項を加える。

38 附則第三十六項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、

租税特別措置法第三十四条の第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等の譲渡につき附則第三十三項の規定(同法第三十四条の第二項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。)の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、附則第十九項及び第二十項の改正規定並びに附則第三項の規定は昭和六十二年四月一日から、附則第六十二項を削る改正規定及び附則第四項の規定は公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分(附則第十九項及び第二十項の規定を除く。)は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和六十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十九項及び第二十項の規定は、昭和六十二年以後の年度の個人の県民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

4 改正前の鳥取県条例附則第六十二項に規定する宿泊及びこれに伴う飲食に係る料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十五号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十三条第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

附則第二条第四項中、「附則第二条第二項」を「附則第二条第二項」と、前条第五項中「当該障害補償年金を支結すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))に支給すべき遺族補償年金にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ同条第一項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。))に達する月」と、「当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月」とあるのは「当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあつては、その者について附則第二条の四第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月)」に改める。

附則第二条の二の次に次の二条を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第二条の三 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した学校医等の遺族に対す

る第十一条第一項第一号及び第三号並びに第十三条第一項第六号の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十一年一月一日から同年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

第二条の四 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡した学校医等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該学校医等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第十一条第一項第四号に規定する者であつて第十三条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。))は、第十一条第一項(前条において読み替えられる場合を含む。))の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十二条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第十三条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年一月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、前項(前条において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第二条の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項に規定する遺族に対する第二十三条第二項及び附則第二条の規定の適用については、これらの規定中「第十一条第三項」とあるのは、「附則第二条の四第二項」とする。

附則第三条第一項中「にかかわらず、この条例の規定」の下に「(第八条の二を除く。)」を加え、「とする」を「とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十一条第一項第一号及び第三号並びに第十三条第一項第六号の規定(改正後の条例附則第二条の三において読み替えられる場合を含む。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に死亡した学校医等の遺族について適用し、施行日前に死亡した学校医等の遺族については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第三条第一項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、施行日以後の期間に係る分について適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十

月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第八条の二第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

附則第四条第四項中、「附則第四条第二項」を「附則第四条第二項」と、前条第五項中「当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族給付年金を受ける権利を有するもの)以下この項において「特例遺族給付年金受給権者」という。)に支給すべき遺族給付年金にあつては、その者が当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ同条第一項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月」と、「当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月」とあるのは「当該遺族給付年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族給付年金の支払期月(特例遺族給付年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族給付年金前払一時金に係る遺族給付年金にあつては、その者について附則第八条第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族給付年金に係る遺族給付年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族給付年金の支払期月)」に改める。

附則に次の二条を加える。

(遺族給付年金の受給資格年齢の特例等)

第七条 次の上欄に掲げる期間に死亡した協力援助者の遺族に対する第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条の二第一項第六号の規定の

適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十一年一月一日から同年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

第八条 次の上欄に掲げる期間に死亡した協力援助者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第七条第一項第四号に規定する者であつて第八条の二第一項第六号に該当するに至らないものを除く。)は、第七条第一項(前条において読み替へられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族給付年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条第一項中「遺族給付年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族給付年金を受けることができる遺族(附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第八条の二第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十八歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

2 前項に規定する遺族の遺族給付年金を受けらるべき順位は、第七条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族給付年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第四条の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項に規定する遺族に対する第十一条の第二項及び附則第五条の規定の適用については、これらの規定中「第七条第三項」とあるのは、「附則第八条第二項」とする。

附 則

1 この条例は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条の二第一項第六号の規定（改正後の条例附則第七条において読み替

えられる場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した協力援助者の遺族について適用し、施行日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

鳥取県水質審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十七号

鳥取県水質審議会条例を廃止する条例

鳥取県水質審議会条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

（鳥取県公害対策審議会条例の一部改正）

2 鳥取県公害対策審議会条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十八人」を「十九人」に改め、同条第二項第四号を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局の長その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

3 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条中「第三十条」の下に「、第三十三条第二項、第三十四条第一項、第四十二条第二項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第一項」を加え、「、第三十三条第二項、第三十四条第一項、第四十二条第二項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)」及び第四十五条第一項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県水質審議会の意見を、それぞれ、きかなければ」を「意見を聴かなければ」に改める。